

平成30年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況 《県社協要望》

要望内容	回答
<p>1 防災・減災活動の推進</p> <p>【障がい者・高齢者などの避難行動要支援者・災害時要配慮者への支援体制の強化】 島根県内の全ての市町村において、災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者が円滑かつ迅速に避難し、避難所での良好な生活環境が確保できるよう支援体制の強化を要望します。</p> <p>(1)</p>	<p>①避難行動要支援者名簿については、県内の全ての市町村において作成されていますが、市町村における個別計画の取組が十分でないことから、現状や要望等も確認し、個別計画の策定に向け、市町村への情報提供や必要な働きかけを行い、取組を促していきます。</p> <p>②しまね防災ポータルサイトでは、市町村の最新の情報を提供するため、各市町村のホームページとリンクし、避難所などの情報を取りまとめています。リンク先の市町村の一部では、避難所が一覧表示されていないため、市町村担当者会議などの場において、一覧形式での情報提供や、福祉避難所の利用方法についても周知するよう要請しています。</p> <p>③福祉避難所運営マニュアル策定への支援については、昨年度に引き続き、市町村の福祉、防災担当者を対象とした要配慮者・避難行動要支援者対策の進め方、災害時の対応についての研修会を開催し、市町村の取組を支援するほか、11月に開催した市町村担当者会議の場を活用して、既に福祉避難所運営マニュアルを策定している自治体から、策定手順などの情報提供を受けるなど、市町村と連携し対応しています。</p> <p>④県総合防災訓練においては、避難訓練を企画実施する開催地の市町村の意見を聞いて適切に対応してまいります。また、県総合防災訓練の参加案内については、しまね災害福祉広域ネットワーク（しまねDCAT）の本部に直接送付させていただきますので、参加に向けた準備をお願いします。</p> <p>⑤広く関係者が、高齢者や障がい者に関する情報を共有できるICTシステムは、災害時に情報の消失を防ぎ、継続的な支援を行う上でも有効ですが、そのようなシステムの開発や運用に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を共有する関係者の範囲 ・共有する情報の範囲 ・本人同意等の運用ルール ・情報セキュリティ対策を含むシステムの開発・維持管理コスト <p>など検討の必要な課題が多くあります。</p> <p>現状では、就学期にある障がい児の情報を関係者間で書面により共有する取組を進めている段階であり、高齢者も含めて要配慮者の情報を共有するICTシステムを実現することについては、関係機関の意見を伺いながら検討していきたいと考えています。</p>

平成30年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況 《県社協要望》

要望内容	回答
2 食を通じた住民主体の福祉活動の促進	
<p>(1) 【こども食堂など住民主体の食を通じた福祉活動を促進するための環境整備】 地域の互助活動として行われている「子ども食堂」や「ふれあいいきいきサロン」等における食事提供について、住民主体の福祉活動が一層促進されるよう、安心・安全な食事提供を行うための環境整備を要望します。</p>	<p>こども食堂など福祉目的の食事提供には、様々な形態がありますが、食事提供の対象は子どもや高齢者が多く、より安全である必要があります。 関係課との協議及び実施者との意見交換を行い、実態を把握した上で、福祉目的の食事提供活動における衛生確保について一定のルールを策定し、衛生管理のポイントを参考に適切な指導、助言を行うこととします。 H29.10月～1月 情報収集、関係課協議・実施者との意見交換 H30.2月 ルール及び衛生確保対策案の作成 H30.3月 県社協及び関係機関への通知発出予定</p>
3 福祉・介護人材の確保・定着	
<p>(1) 【「島根県福祉・介護人材確保・定着のための総合戦略」の策定】 少子化とともに、労働力人口の総体的減少により、福祉・介護分野全般においてその人材確保は非常に厳しい状況におかれています。 島根県におかれましては、国に対して福祉・介護業務全般に係る処遇改善の取り組みが更に講じられるよう強く要望いただくとともに、本県における「人材確保・定着のための総合戦略（仮称）」の速やかな策定を通じて、県内各地域の実情に即した実効性ある人材確保・定着のための施策・事業が展開されますよう要望します。</p>	<p>○福祉・介護人材の確保につきましては、本県においても喫緊の課題であり、関係団体・関係機関等で構成する「福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」でご意見をいただきながら、各種取組を行ってきているところです。 ○今後とも、人材確保に向けた具体的な取組について、関係団体等からのご意見等をいただきながら、検討していきたいと考えています。 ○なお、「介護人材等確保プロジェクトチーム」に、3部会を置き、来年度に向け、協働事業について企画、実施、評価を行うこととしています。 ○「広報・啓発部会」においては、今年度、福祉・介護の魅力アップに向けたアンケート調査を行っており、その結果を分析しながら、来年度、福祉・介護人材確保に向けた広報戦略を策定する予定です。 ○また、福祉・介護従事者の実質賃金につながる処遇改善を講じるよう国に対して要望していきます。</p>
<p>(2) 【福祉従事者研修事業における通信学習制度の導入】 島根県が実施する福祉従事者向けの各種研修について、通信学習による受講体制を整備されることを提案します。</p>	<p>平成30年度予算において、ご提案のありました介護支援専門員研修でのeラーニングに必要な経費を確保したところです。 このことにより、受講環境の利便性向上につながると考えています。 なお、その他の通信学習につきましては、受講者の意見を聞いていきたいと考えています。</p>

平成30年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況 《県社協要望》

要望内容	回答
4 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化	
<p>(1) 【住宅確保要配慮者への住宅の供給と生活支援の推進】 島根県における「賃貸住宅供給促進計画」を早期に作成し、住宅確保要配慮者に対する住宅供給の取組みを積極的に進められるよう要望します。</p>	<p>低所得者、高齢者、障がい者等が、適切な医療・福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らすためには、住宅の安定確保と生活支援を一体的に図る必要があり、賃貸住宅へ入居の際の身元保証などの課題があると認識しています。</p> <p>県、島根県社会福祉協議会も参加している「居住支援協議会」で引き続き住宅確保要配慮者の居住の実態やニーズの把握を行うとともに、課題の検討や関係団体との協議を行いながら、計画策定に向け検討をしていきます。</p>
<p>(2) 【地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化】 生活困窮者等への経済的支援に併せ必要な相談支援をする生活福祉資金貸付事業や判断能力が不十分な高齢者・障がい者等を支援する日常生活自立支援事業について、各事業の実績に応じた人員配置等に必要な予算措置を引き続き要望します。</p>	<p>①生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付原資の取崩による生活福祉資金相談員の継続配置については、平成30年度においても緊急雇用創出事業臨時特例交付金の廃止に伴う激変緩和の経過措置として実施されます。</p> <p>しかし、この経過措置は基本的には廃止するという国の方針に変更はありませんので、今後、生活困窮者の自立相談支援機関との連携体制の構築等を踏まえ、人員配置について検討していく必要があると考えます。</p> <p>②日常生活自立支援事業 日常生活自立支援事業は支援が必要な方を支えていく重要な事業であり、利用件数も増加していることから、平成30年度予算については、前年度の額を上回る県予算額としたところから、</p> <p>また、国の補助基準額は平成29年度に見直しが行われたことから、基準額を上回る部分については、国に協議を行い必要な予算額の確保を行いました。</p>